

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年9月9日(2010.9.9)

【公表番号】特表2009-544722(P2009-544722A)

【公表日】平成21年12月17日(2009.12.17)

【年通号数】公開・登録公報2009-050

【出願番号】特願2009-521925(P2009-521925)

【国際特許分類】

A 6 1 K 38/00 (2006.01)

A 6 1 K 9/08 (2006.01)

A 6 1 K 47/34 (2006.01)

A 6 1 P 27/04 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 37/02

A 6 1 K 9/08

A 6 1 K 47/34

A 6 1 P 27/04

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月21日(2010.7.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シクロスボリンAを0.0001～0.02%(w/v)の濃度で含有する局所眼用組成物。

【請求項2】

水溶液である請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

シクロスボリンAの濃度が0.005～0.02%(w/v)である請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

シクロスボリンAの濃度が0.01～0.02%(w/v)である請求項1に記載の組成物。

【請求項5】

シクロスボリンAの濃度が0.01%(w/v)である請求項2に記載の組成物。

【請求項6】

さらにポリソルベート80を含有する請求項5に記載の組成物。

【請求項7】

ポリソルベート80が0.1～1.0%(w/v)存在する請求項6に記載の組成物。

【請求項8】

ポリソルベート80が1.0%(w/v)存在する請求項7に記載の組成物。

【請求項9】

さらに保存剤を含有する請求項6に記載の組成物。

【請求項10】

さらにPurite(登録商標)を含有する請求項1に記載の組成物。

【請求項 11】

Purite(登録商標)を0.10%(w/v)の濃度で含有する請求項10に記載の組成物。

【請求項 12】

さらにグリセリンおよびマンニトールを含有する請求項1に記載の組成物。

【請求項 13】

さらに0.1~1.0%(w/v)の濃度のポリソルベート80、グリセリン、および0.25~2.5%(w/v)の濃度のホウ酸を含有する請求項4に記載の組成物。

【請求項 14】

さらにPurite(登録商標)を含有する請求項13に記載の組成物。

【請求項 15】

ドライアイ処置用の請求項1に記載の組成物であって、該処置を必要とする哺乳動物の眼に局所投与するための組成物。

【請求項 16】

涙腺流涙を向上または回復させるように作用する請求項15に記載の組成物。

【請求項 17】

乾性角結膜炎を処置するのに有効である請求項15に記載の組成物。

【請求項 18】

自己反応性T細胞によって引き起こされるドライアイ疾患を処置するのに有効であり、自己反応性T細胞をダウンレギュレートする請求項15に記載の組成物。

【請求項 19】

1日に1回だけ投与する請求項15に記載の組成物。

【請求項 20】

シクロスボリンAがシクロスボリンA類似体、誘導体およびセグメントを包含する、請求項1に記載の組成物。